

岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議設置要綱

(目 的)

第1条 東海旅客鉄道株式会社によるリニア中央新幹線建設工事が本格化する中で、沿線地域への理解が一層深まるよう、工事の安全対策について、学識経験を有する者等から幅広く意見を聴取しながら、県として岐阜県内での工事の安全・安心な遂行を求めていくため、岐阜県リニア中央新幹線建設工事安全対策専門家会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員で組織する。

2 会議に会長を置き、岐阜県都市建築部リニア未来都市局長をもって充てる。

3 会長は、会議の進行を行う。

(会 議)

第3条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、岐阜県都市建築部リニア未来都市局リニア推進課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

令和8年4月1日現在

氏名	役職等
木村 定雄	金沢工業大学 工学部 環境土木工学科 教授
進士 正人	周南公立大学 理事長兼学長
真下 英人	(一社) 日本建設機械施工協会施工技術総合研究所 所長
水野 和憲	岐阜工業高等専門学校 環境都市工学科 教授

(敬称略)